

令和8年度設計材料単価随時調査業務

特 別 仕 様 書

東 海 農 政 局

土地改良技術事務所

項 目	内 容																
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(管理技術者) 第1-3条</p>	<p>令和8年度設計材料単価随時調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、東海農政局管内において発注する工事や業務のうち、不定期に必要なとなった特殊資材について、市場での取引実態に基づく価格を調査し、設計材料単価を決定するための基礎資料を得るものである。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="435 768 1329 1223"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理部門</td> <td>農業－農業土木又は農業農村工学 建設－施工計画、施工設備及び積算</td> </tr> <tr> <td>農業部門</td> <td>農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設部門</td> <td>施工計画、施工設備及び積算</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー (RCCM)</td> <td>農業土木又は施工計画、施工設備及び積算部門</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木又は農業農村工学 建設－施工計画、施工設備及び積算	農業部門	農業土木又は農業農村工学	建設部門	施工計画、施工設備及び積算	農業土木技術管理士			シビルコンサルティングマネージャー (RCCM)	農業土木又は施工計画、施工設備及び積算部門	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目															
技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木又は農業農村工学 建設－施工計画、施工設備及び積算															
	農業部門	農業土木又は農業農村工学															
	建設部門	施工計画、施工設備及び積算															
農業土木技術管理士																	
シビルコンサルティングマネージャー (RCCM)	農業土木又は施工計画、施工設備及び積算部門																
<p>(担当技術者) 第1-4条</p>	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>																
<p>(配置技術者の確認) 第1-5条</p>	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条</p>	<p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その成果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に反映させるものと</p>																

項 目	内 容																		
<p>(保険加入) 第 1-7 条</p> <p>第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条</p>	<p>る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査項目 a) から c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</li> <li>2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</li> <li>3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</li> <li>4 業務成果品のミス、不備等</li> </ol> <p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務における調査の対象となる資材は、以下の図書に適合するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 875 1378 1142"> <thead> <tr> <th>資 料 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事共通仕様書</td> <td>農林水産省農村振興局 整備部設計課</td> </tr> <tr> <td>施設機械工事等共通仕様書</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)</td> <td rowspan="3">国土交通省大臣官房 官庁営繕部</td> </tr> <tr> <td>〃 (電気設備工事編)</td> </tr> <tr> <td>〃 (機械設備工事編)</td> </tr> </tbody> </table> <p>実勢取引価格を調査する際に参考とする市販図書 (以下「市販図書等」という。) は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="440 1252 1327 1408"> <thead> <tr> <th>(一財) 経済調査会発行図書</th> <th>(一財) 建設物価調査会発行図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・積算資料</td> <td>・建設物価</td> </tr> <tr> <td>・積算資料電子版</td> <td>・Web 建設物価</td> </tr> <tr> <td>・土木施工単価</td> <td>・土木コスト情報</td> </tr> </tbody> </table>	資 料 名	備 考	土木工事共通仕様書	農林水産省農村振興局 整備部設計課	施設機械工事等共通仕様書	〃	公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	国土交通省大臣官房 官庁営繕部	〃 (電気設備工事編)	〃 (機械設備工事編)	(一財) 経済調査会発行図書	(一財) 建設物価調査会発行図書	・積算資料	・建設物価	・積算資料電子版	・Web 建設物価	・土木施工単価	・土木コスト情報
資 料 名	備 考																		
土木工事共通仕様書	農林水産省農村振興局 整備部設計課																		
施設機械工事等共通仕様書	〃																		
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	国土交通省大臣官房 官庁営繕部																		
〃 (電気設備工事編)																			
〃 (機械設備工事編)																			
(一財) 経済調査会発行図書	(一財) 建設物価調査会発行図書																		
・積算資料	・建設物価																		
・積算資料電子版	・Web 建設物価																		
・土木施工単価	・土木コスト情報																		
<p>(貸与資料) 第 2-2 条</p>	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="432 1570 1166 1691"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度設計材料単価実態調査業務報告書</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>東海農政局設計材料単価決定要領</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	令和 6 年度設計材料単価実態調査業務報告書	1 式	東海農政局設計材料単価決定要領	1 式												
貸与資料	数量																		
令和 6 年度設計材料単価実態調査業務報告書	1 式																		
東海農政局設計材料単価決定要領	1 式																		
<p>(適用する図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-3 条</p>	<p>第 2-1 条、第 2-2 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適用する図書及び貸与資料の記載事項に疑義等が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</li> </ol>																		

項 目	内 容														
<p>(著作物の使用等) 第 2-4 条</p>	<p>2 適用する図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>4 貸与資料には著作物が含まれることから、本業務実施以外の目的で使用してはならない。</p> <p>1 著作物の取り扱い 受注者は、本業務のため作成し提供する成果物に著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物及び著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物（以下「著作物等」という。）が含まれる場合には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 また、当該著作物等が受注者の著作物でない場合は、受注者がその責任において当該著作物の著作者から使用許諾を得て、あらかじめ権利問題等の解決を図っておくものとする。</p> <p>2 著作物の使用等 発注者は、本業務の成果物のうち著作物等に該当する部分は、著作者の許諾を得た範囲内において、自由に使用、複製、展示、配付、改変、公表、頒布、譲渡、貸与等できるものとする。</p> <p>3 著作権の譲渡等 市販図書等による調査価格については、業務請負契約書第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項は適用しない。</p>														
<p>第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条</p>	<p>1 作業項目一覧 本業務における作業項目は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="587 1400 1273 1545"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>単価名称</th> <th>調査対象数量</th> <th>調査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">随時調査 (別紙 1 依頼様式)</td> <td>土木資材・建築資材</td> <td>600 品目</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>施設機械資材</td> <td>100 品目</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処理</td> <td>150 施設</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 調査の概要 (1) 随時調査 監督職員が別紙 1 により調査を依頼する資材、産業廃棄物処理費等について、実勢取引価格を調査するものである。 随時調査の調査対象想定数量は「(作業項目)第 3-1 条 1 作業項目一覧」に示すとおりである。</p>	作業項目	単価名称	調査対象数量	調査回数	随時調査 (別紙 1 依頼様式)	土木資材・建築資材	600 品目	随時	施設機械資材	100 品目	随時	産業廃棄物処理	150 施設	随時
作業項目	単価名称	調査対象数量	調査回数												
随時調査 (別紙 1 依頼様式)	土木資材・建築資材	600 品目	随時												
	施設機械資材	100 品目	随時												
	産業廃棄物処理	150 施設	随時												

項 目	内 容
(調査対象業者の選定) 第 3-2 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 随時調査              調査対象業者は、調査の目的にあった取引が集中する流通段階（メーカー、問屋及び特約店など）における取り扱い業者を母集団とし、その中から対象資材の取扱量が多くかつ信頼度の高い、代表的な業者を選定するものとする。              選定方法は、対象資材の販売高、又は主なメーカーとの取引高、販売エリア等のデータについて各種資料を基に調べるほか、調査対象地域内の購入実績等も参考に、受注者の知識、経験による判断を加え、母集団を代表する上位業者の中から市場価格を特定するのに必要十分数を選定するものとする。</li> <li>2 産業廃棄物処理費調査              産業廃棄物処分許可業者名簿に記載があり、直轄事業実施地区とそれに境界を接する市町村内の中間処理業者及び最終処分業者を対象とする。</li> </ol>
(価格の条件) 第 3-3 条	<p>価格調査条件は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取引数量              大口需要者を対象とした継続的な取引において、最も一般的とみなされる取引数量を基準とする。</li> <li>2 荷渡し条件              荷渡し条件は、現場着単価とする。              但し、対象資材によってこれによりがたい場合は、通常行われている商習慣に従って、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とし、その旨を報告書に記載しなければならない。              また、施設機械資材の荷渡し条件は、すべて工場渡しとする。</li> <li>3 決済条件              決済条件は、現金決済を原則とする。              なお、60日以内の支払いは、現金決済と同様とする。</li> </ol>
(調査方法) 第 3-4 条	<p>実勢取引価格の調査方法は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 随時調査              随時調査は、調査対象業者を訪問して行う「面接調査」又は電話で聞き取りを行う「電話調査」を基本とし、必要に応じ補足調査を行うものとする。              上記の方法で調査できない場合は、メーカー又は取扱い業者を調査対象業者とし、見積徴集等を行い報告することができる。              なお、関係市町村は別紙 2 を想定している。</li> <li>2 産業廃棄物処理費              産業廃棄物処理費調査は、電話調査又は通信調査により行うものとする。              なお、処理費は処理場までの運搬費を含まず、消費税抜きの価格を報告するものとする。</li> </ol>
(調査時期等) 第 3-5 条	<p>随時調査は、監督職員がその都度調査を依頼するものとする。</p>

項 目	内 容
<p>(調査価格の決定) 第3-6条</p>	<p>なお、土木資材・建築資材及び産業廃棄物処理費については、調査依頼後30日程度に監督職員に報告するものとする。施設機械資材については、調査依頼後45日程度に監督職員に報告するものとする。</p> <p>1 随時調査（機械器具賃料・仮設材賃料及び施設機械資材を除く） 調査価格は、各材料の一般流通機構に基づく通常取引基準による大口価格で、消費税を含まない（軽油取引税は含む）価格を原則とする。なお、調査価格については実勢価格（取引の実例が最も多い価格（以下「最多頻度価格」という。））とする。 各材料の地域性を把握し、各地区割りに基づいて集計するとともに、他地域の価格との比較検討を十分に行うものとする。 なお、価格には積込・荷卸し及び現地までの運賃を含んだものとし、現地渡し以外の材料は受け渡し場所を明確にするものとする。</p> <p>2 機械器具賃料・仮設材賃料 調査価格は、消費税を含まない価格とし、原則として採用する価格は、最多頻度価格とする。 なお、価格には積込・荷卸し及び現地までの運賃を含まないものとする。</p> <p>3 施設機械資材 調査価格は、消費税を含まない価格とし、原則として継続的な取引関係における最多頻度価格とするが、最多頻度価格の特定が困難な場合は他地区事例等を参考にして、平均値に最も近い価格とする。 なお、価格には積込・荷卸し及び現地までの運賃を含まない工場裸渡し価格とし、機器単体費となるものは、荷造り費を含む価格とする。</p> <p>4 産業廃棄物処理費 産業廃棄物処理費は、別紙1に個別に記載する発生場所から近隣かつ所定の許可を受けた中間処理業者もしくは最終処分業者（以下「業者」という）を対象とする。 業者の資格要件について確認の上、5社以上の処理費（処分費）、運搬費（コンクリート殻及びアスファルト殻は対象外）及び処理（処分）場所等を調査し、一覧表を作成するものとする。 また、調査した処理費（処分費）、運搬費については、発注者が公表することの許諾を得るものとし、得られない場合はその旨を報告するものとする。</p>
<p>(価格の決定根拠) 第3-7条</p>	<p>監督職員が指示する5品目について、資材価格決定根拠資料を提出又は提示するものとする。 なお、資材の価格決定根拠資料及び提出又は提示の区分は下記によるものとする。</p> <p>1 価格決定説明書（提示）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査対象業者の選定方法</li> <li>(2) 価格調査を行ったメーカー等の価格調査状況</li> <li>(3) 調査価格の信頼性判定</li> <li>(4) 最終価格の決定</li> </ol>

項 目	内 容
(再委任) 第 3-8 条	<p>2 受注者内部の審査状況</p> <p>(1) 内部の審査結果</p> <p>(2) 内部審査資料</p> <p>業務契約書第 7 条 (一括再委託等の禁止) 第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書第 1-28 条に示すほか、下記の事項とする。</p> <p>(1) 調査実施に当たっての計画策定</p> <p>(2) 調査対象業者の選定</p> <p>(3) 市場価格調査 (面接調査・通信調査)</p> <p>(4) 調査価格の決定</p> <p>(5) 価格決定資料の作成</p>
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	<p>受注者は、常に監督職員と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、下記の段階で監督職員と打合せを行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>第 2 回 中間打合せ</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>打合せ場所は東海農政局土地改良技術事務所とする。</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	<p>成果物を共通仕様書第 1 章 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部</p> <p>(2) 成果物の出力 1 部</p> <p>なお、成果物の出力については、市販のファイルに綴じるものとする。</p>
(成果物の提出) 第 5-2 条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区三の丸一丁目 2-2            東海農政局土地改良技術事務所</p>
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事</p>

項 目	内 容
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第3-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(6) 関係機関等対外的協議等により作業計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(7) その他</li> </ul> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>



## 地域区分・地区区分一覧表

## 地域区分

コード 番号	地域	代表市町村	[参考] 事業所名・適用事業
0401	愛知(1)	名古屋市	新濃尾農地防災事業所、小牧分室 矢作川総合第二期農地防災事業所、豊田支所 明治用水頭首工復旧建設所 木曾川水系土地改良調査管理事務所 (尾張西部機能保全事業) 木曾川水系土地改良調査管理事務所犬山頭首工管理所 (濃尾用水直轄管理事業) 矢作川総合南部事業(突発事業) 土地改良技術事務所
0403	岐阜(1)	岐阜市	西濃用水第三期農業水利事業所

## 地区区分

コード 番号	地区	代表市町村	[参考] 事業所名・適用事業
0413	大垣	大垣市、垂井町、神戸町	西濃用水第三期農業水利事業所
0414	揖斐	揖斐川町、池田町	西濃用水第三期農業水利事業所
0418	新濃尾①	一宮市、稲沢市、江南市 犬山市、扶桑町、大口町	新濃尾農地防災事業所 木曾川水系土地改良調査管理事務所 (尾張西部機能保全事業) 木曾川水系土地改良調査管理事務所犬山頭首工管理所 (濃尾用水直轄管理事業) 土地改良技術事務所
0426	新濃尾④	春日井市、小牧市	新濃尾農地防災事業所、小牧分室
0427	飛島	飛島村	木曾川水系土地改良調査管理事務所 (尾張西部機能保全事業)
0422	豊田①	豊田市 (旧豊田市)	矢作川総合第二期農地防災事業所、豊田支所 明治用水頭首工復旧建設所
0423	豊田②	豊田市 (旧藤岡町、旧小原村)	矢作川総合第二期農地防災事業所、豊田支所
0424	安城	安城市	矢作川総合第二期農地防災事業所
0430	岡崎	岡崎市(旧岡崎市)、 幸田町、西尾市(旧西尾市)	矢作川総合南部事業(突発事業)